

改正	昭和34年6月2日規則第66号	昭和36年4月20日規則第61号
	昭和47年1月24日規則第12号	昭和57年3月29日規則第40号
	昭和63年11月7日規則第107号	平成元年3月31日規則第68号
	平成6年10月17日規則第105号	平成9年3月31日規則第22号
	平成10年3月31日規則第47号	平成12年3月31日規則第164号
	平成13年1月5日規則第1号	平成21年8月28日規則第73号
	平成22年3月24日規則第17号	平成27年3月20日規則第15号
	平成28年2月26日規則第4号	令和3年3月31日規則第34号

歯科技工法施行細則をここに公布する。

歯科技工士法施行細則

題名改正〔平成6年規則105号〕

（書類の経由）

第1条 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）及びこの細則の定めるところにより知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類及び知事に提出する書類（歯科技工所の所在地を所管する保健所長に提出する書類を含む。）は、住所地（歯科技工所に關し提出する書類にあっては、当該歯科技工所の所在地）が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除き最寄りの保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和57年規則40号・平成6年105号・10年47号・12年164号・13年1号・27年15号〕

（歯科技工所の開設の届出等）

第2条 法第21条第1項前段の規定により歯科技工所の開設を届け出ようとするときは、別記第1号様式の届出書によらなければならない。

2 前項の届出書（添付書類を含む。）は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

3 知事は、法第21条第1項前段の規定による歯科技工所開設の届出を受理したときは、別記第2号様式の届出済証を交付する。

4 法第21条第1項後段の規定により歯科技工所の開設届出事項の変更を届け出ようとするときは、別記第3号様式の届出書によらなければならない。

5 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕

（歯科技工所の休止、廃止及び再開の届出）

第3条 法第21条第2項の規定により歯科技工所の休止、廃止又は再開を届け出ようとするときは、別記第4号様式の届出書によらなければならない。

2 前項の届出書（届出済みの証を除く。）は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕

（法定外広告事項許可の申請）

第4条 法第26条第1項第4号の規定による広告事項の許可を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和57年規則40号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕

(権限の委任)

第5条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第21条第1項及び第2項の規定による歯科技工所の開設等の届出の受理に関すること。
- (2) 法第24条の規定による歯科技工所の構造設備の改善命令に関すること。
- (3) 法第25条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止に関すること。
- (4) 法第27条第1項の規定による歯科技工所の開設者等に対する報告の命令及び歯科技工所の立入検査に関すること。
- (5) 第2条第2項の規定による届出済証の交付に関すること。

追加〔昭和57年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則105号・9年22号・28年4号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔昭和57年規則40号〕

附 則 (昭和34年6月2日規則第66号)

この規則は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則 (昭和36年4月20日規則第61号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則 (昭和47年1月24日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日規則第40号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年11月7日規則第107号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年10月17日規則第105号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成9年3月31日規則第22号)
- この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成10年3月31日規則第47号)
- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則 (平成12年3月31日規則第164号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月5日規則第1号抄)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成21年8月28日規則第73号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成27年3月20日規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日規則第4号）

1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の歯科技工士法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の歯科技工士法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

（第2条関係）

追加〔平成21年規則73号〕、一部改正〔平成28年規則4号〕

別記第2号様式

（第2条関係）

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・平成元年68号・9年22号・21年73号・22年17号・28年4号〕

別記第3号様式

（第2条関係）

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成9年22号・21年73号・28年4号・令和3年34号〕

別記第4号様式

（第3条関係）

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成9年22号・21年73号・22年17号・28年4号・令和3年34号〕

別記第5号様式

（第4条関係）

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和57年規則40号・63年107号・平成21年73号・28年4号・令和3年34号〕